

令和8年度

水質測定計画  
(案)

群馬県環境保全課

# 目次

令和 8 年度公共用水域水質測定計画 . . . . . 1

令和 8 年度地下水質測定計画 . . . . . 2 0

# 令和 8 年度公共用水域水質測定計画

## 1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、群馬県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 測定期間

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までとする。

## 3 測定機関

測定機関は、群馬県、国土交通省、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、甘楽町、中之条町、板倉町、大泉町、独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所、渡良瀬川ダム総合管理所とする（計 18 機関）。

## 4 調査区分

調査区分は、次のとおりとする。

区 分		内 容
河川調査	通年調査	環境基準点及びこれに準ずる利水上重要な地点等で、原則として毎月調査するもの。
	一般調査	環境基準点以外の地点において、年間を通じて調査するもの。
	特定地域調査	足尾鉍山、東邦亜鉛(株)安中製錬所の影響を監視するため、銅、カドミウム等の重金属を中心に調査するもの。
湖沼調査		天然湖及びダム湖等の人工湖を対象に調査するもの。

## 5 測定地点数

測定地点数は、次のとおりとする。

区 分		河川・湖沼数	水域数	地点数
河川調査	通年調査	21	38	45 (40)
	一般調査	81 (18河川は通年調査と重複)	89 (25水域は通年調査と重複)	153
	特定地域調査	4 (3河川は通年調査・ 一般調査と重複)	4 (3水域は通年調査・ 一般調査と重複)	9
湖沼調査		12	12	12 (12)
合計		85河川・12湖沼	115	219 (52)

(測定機関別内訳)

測定機関	河川調査			湖沼調査	合計
	通年調査	一般調査	特定地域調査		
群馬県	19 (19)	1	8	2 (2)	30 (21)
国土交通省	14 (9)			4 (4)	18 (13)
前橋市	2 (2)	36		1 (1)	39 (3)
高崎市	4 (4)	18		1 (1)	23 (5)
桐生市		8			8
伊勢崎市	3 (3)	12			15 (3)
太田市	3 (3)	11			14 (3)
館林市		15			15
渋川市		27			27
藤岡市		1			1
富岡市		7			7
安中市		5			5
甘楽町		5			5
中之条町		3			3
板倉町		2			2
大泉町		2			2
水資源機構 (利根川上流総合)				3 (3)	3 (3)
水資源機構 (渡良瀬川ダム総合)			1	1 (1)	2 (1)
合計	45 (40)	153	9	12 (12)	219 (52)

(注) ( ) 内は環境基準点数で内数である。

## 6 測定項目

測定項目は、次のとおりとする。

### (1) 生活環境項目 (12項目)

pH、溶存酸素量 (DO)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、大腸菌数、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、底層溶存酸素量 (湖沼のみ)

### (2) 健康項目 (27項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(※)、ふっ素、ほう素

(※)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についてはその和をもって評価を行う。

### (3) 要監視項目 (32項目)

<健康項目>クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸(※)

(※) ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸についてはその和をもって評価を行う。

<水生生物>クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

### (4) 特殊項目 (5項目)

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

### (5) その他の項目 (15項目)

アンモニア性窒素、全有機性窒素、リン酸イオン、クロロフィル a、T O C、電気伝導率、透視度、濁度、塩素イオン、総硬度、硫酸イオン、陰イオン界面活性剤、トリハロメタン生成能、沿岸透明度(湖沼のみ) <地域環境目標>、大腸菌群数

## 7 地点別測定内容

別表1(生活環境項目、健康項目、特殊項目、その他の項目)、別表2(要監視項目)のとおりとする。

## 8 採水位置等

原則として次のとおりとするが、各河川・湖沼の状況を踏まえ、測定機関が採水位置等を決定する。

	採水位置	採取部位
河川	流心	水面から水深の2割程度の深さとする。
湖沼	湖心	循環期には表層から、停滞期には深度別に多層採水を行う。

## 9 測定方法

- (1) 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)で定められている項目については、当該告示に掲げられている方法による。
- (2) (1)以外の項目で、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)で定められている項目については、当該告示に掲げられている方法による。
- (3) (1)、(2)以外の項目で、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日環水規第121号)、水質汚濁に係る人の健康

の保護に関する環境基準等の施行等について（平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号）、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号）及び水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（令和 2 年 5 月 28 日環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号）で定められている項目については当該通達に掲げられている方法による。

- (4) 上記以外の項目については、日本産業規格、上水試験方法、海洋観測指針等の中から適宜選択するものとする。
- (5) 測定機関は、測定に際して精度管理に努めるものとする。

## **1 0 数値の取扱方法**

別表 3「数値の取扱方法」のとおりとする。

### **1 1 測定結果**

- (1) 測定機関は、測定結果を別途定める様式により、測定月の翌月の末日までに、群馬県知事に電子ファイルで報告するものとする。
- (2) 健康項目に係る測定値が環境基準値を超過したときは、直ちに群馬県知事に報告するとともに、群馬県知事と協議のうえ追跡調査を行うこととする。

### **1 2 結果の公表**

群馬県知事は、水質汚濁防止法第 17 条の規定に基づき、公共用水域の水質の汚濁の状況について、測定結果を取りまとめて公表する。

### **1 3 その他**

- (1) 新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生、発見され、その影響把握が緊急に必要となる場合、関係機関が協議して調査を行うものとする。
- (2) 特定地域調査については、必要に応じ測定体制を変更する場合がある。
- (3) 上記のほか、この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

























別表3 数値の取扱方法

測定項目		環境基準値	指針値	報告下限値	報告下限値未満の表記
生活環境項目	pH		-	-	-
	D O (mg/L)		-	0.5	<0.5
	B O D (mg/L)		-	0.5	<0.5
	C O D (mg/L)		-	0.5	<0.5
	S S (mg/L)		-	1	<1
	大腸菌数 (CFU/100mL)	水域によって異なる	-	1	<1
	全窒素 (mg/L)		-	0.05	<0.05
	全燐 (mg/L)		-	0.003	<0.003
	全亜鉛 (mg/L)		-	0.001	<0.001
	ノニルフェノール (mg/L)		-	0.00006	<0.00006
	L A S (mg/L)		-	0.0006	<0.0006
	底層 D O (mg/L)		-	0.5	<0.5

健康項目	カドミウム (mg/L)	0.003	-	0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/L)	検出されないこと	-	0.1	N.D.
	鉛 (mg/L)	0.01	-	0.005	<0.005
	六価クロム (mg/L)	0.02	-	0.01	<0.01
	砒素 (mg/L)	0.01	-	0.005	<0.005
	総水銀 (mg/L)	0.0005	-	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	-	0.0005	N.D.
	P C B (mg/L)	検出されないこと	-	0.0005	N.D.
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02	-	0.002	<0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002	-	0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004	-	0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1	-	0.002	<0.002
	トリス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04	-	0.002	<0.002
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1	-	0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006	-	0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01	-	0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01	-	0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002	-	0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05	-	0.005	<0.005
	チウラム (mg/L)	0.006	-	0.0006	<0.0006
	シマジン (mg/L)	0.003	-	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	0.02	-	0.002	<0.002
	ベンゼン (mg/L)	0.01	-	0.001	<0.001
	セレン (mg/L)	0.01	-	0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 (mg/L)	10	-	0.06	<0.06
	硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	0.05	<0.05
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	0.01	<0.01
	ふっ素 (mg/L)	0.8	-	0.02	<0.02
	ほう素 (mg/L)	1	-	0.02	<0.02

測定項目		環境基準値	指針値	報告下限値	報告下限値 未満の表記
要監視項目 (健康項目)	クロロホルム (mg/L)	—	0.06	0.006	<0.006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	0.04	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	—	0.06	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	—	0.2	0.02	<0.02
	イソキサチオン (mg/L)	—	0.008	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン (mg/L)	—	0.005	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン (mg/L)	—	0.003	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン (mg/L)	—	0.04	0.004	<0.004
	オキシシン銅 (mg/L)	—	0.04	0.004	<0.004
	クロロタロニル (mg/L)	—	0.05	0.005	<0.005
	プロピザミド (mg/L)	—	0.008	0.0008	<0.0008
	E P N (mg/L)	—	0.006	0.0006	<0.0006
	ジクロロボス (mg/L)	—	0.008	0.0008	<0.0008
	フェノブカルブ (mg/L)	—	0.03	0.003	<0.003
	イプロベンホス (mg/L)	—	0.008	0.0008	<0.0008
	クロルニトルフェン (mg/L)	—	—	0.0001	<0.0001
	トルエン (mg/L)	—	0.6	0.06	<0.06
	キシレン (mg/L)	—	0.4	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルキシル (mg/L)	—	0.06	0.006	<0.006
	ニッケル (mg/L)	—	—	0.005	<0.005
	モリブデン (mg/L)	—	0.07	0.007	<0.007
	アンチモン (mg/L)	—	0.02	0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	—	0.002	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン (mg/L)	—	0.0004	0.00004	<0.00004
	全マンガン (mg/L)	—	0.2	0.02	<0.02
	ウラン (mg/L)	—	0.002	0.0002	<0.0002
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオ オクタ酸 (mg/L)	—	0.00005	0.0000003	<0.0000003
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (mg/L)	—	—	0.0000001	<0.0000001
ペルフルオロオクタ酸 (mg/L)	—	—	0.0000002	<0.0000002	
(水生生物)	クロロホルム (mg/L)	—	水域によって 異なる	0.006	<0.006
	フェノール (mg/L)	—		0.005	<0.005
	ホルムアルデヒド (mg/L)	—		0.06	<0.06
	4-t-オクチルフェノール (mg/L)	—		0.0001	<0.0001
	アニリン (mg/L)	—		0.002	<0.002
	2,4-ジクロロフェノール (mg/L)	—		0.003	<0.003
特殊項目	フェノール類 (mg/L)	—	—	0.005	<0.005
	銅 (mg/L)	—	—	0.01	<0.01
	溶解性鉄 (mg/L)	—	—	0.1	<0.1
	溶解性マンガソ (mg/L)	—	—	0.05	<0.05
	クロム (mg/L)	—	—	0.02	<0.02

測定項目	環境基準値	指針値	報告下限値	報告下限値未満の表記	
その他項目	アンモニア性窒素 (mg/L)	—	—	0.01	<0.01
	全有機性窒素 (mg/L)	—	—	0.01	<0.01
	リン酸イオン (mg/L)	—	—	0.005	<0.005
	クロロフィル a ( $\mu\text{g/L}$ )	—	—	—	—
	TOC (mg/L)	—	—	0.1	<0.1
	電気伝導率 ( $\mu\text{S/cm}$ )	—	—	1	<1
	透視度 (cm)	—	—	—	—
	濁度 (度)	—	—	1	<1
	Clイオン (mg/L)	—	—	0.1	<0.1
	総硬度 (mg/L)	—	—	0.5	<0.5
	硫酸イオン (mg/L)	—	—	2	<2
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	—	—	0.02	<0.02
	トリハロメタン生成能 (mg/L)	—	—	0.002	<0.002
	クロホルム生成能 (mg/L)	—	—	0.0005	<0.0005
	ブロモジクロロメタン生成能 (mg/L)	—	—	0.0005	<0.0005
	ジブromoクロロメタン生成能 (mg/L)	—	—	0.0005	<0.0005
	ブromoホルム生成能 (mg/L)	—	—	0.0005	<0.0005
	沿岸透明度 (m)	—	—	—	—
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	—	—	—	—

- (注1 桁数について、有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- (注2 2物質以上の濃度の和とされている項目については、まず、それぞれの物質の測定値の合計を求めた後に、注1の桁数処理を行う。ただし、それぞれの物質の測定値のいずれかが報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。また、2物質以上の濃度の和とされている項目の報告は、それぞれの物質の報告下限値を合計した値を下限とし、それぞれの物質がいずれも報告下限値未満の場合に、報告下限値未満とする。
- (注3 要監視項目の報告下限値については、指針値の1/10を目安として、実際に測定できた結果により設定することとする。
- (注4 トリハロメタン生成能は、クロホルム生成能、ブromoジクロロメタン生成能、ジブromoクロロメタン生成能、ブromoホルム生成能（以下、各項目）の報告下限値の和を下限とし、各項目全て報告下限値未満の場合に、報告下限値未満とする。
- (注5 大腸菌数の環境基準値について、AA類型に指定されている水域については自然環境保全を利用目的とし20CFU/100mL以下を適用する。
- (注6 報告下限値は、測定機関により表中の値と異なる場合がある。

# 令和 8 年度地下水質測定計画

## 1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、群馬県の区域に属する地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について必要な事項を定めるものとする。

## 2 測定期間

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までとする。

## 3 測定機関

測定機関は、群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市とする（計 5 機関）。

## 4 調査区分

調査区分は、次のとおりとする。

### (1) 概況調査

環境基準項目を対象に、県内の全体的な地下水の汚染状態を把握するため、実施する地下水質調査とする。

ローリング方式と定点方式の 2 つの調査からなる。

#### ア ローリング方式

未把握の地下水汚染を発見するための調査であり、県内を 4km 四方に区画し、各区画（メッシュ）毎に調査地点を選定する。

#### イ 定点方式

新規の調査地点が見つからないなどローリング方式による調査が行えないメッシュにおいて、実施する調査。汚染の可能性が高い項目を重点的に測定する。

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査の結果、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号。以下「環境基準」という。）を超える汚染について、その汚染範囲等を確認するために実施する地下水質調査とする。

### (3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うための地下水質調査とする。

### (4) 要監視項目調査

要監視項目を対象に、県内の全体的な地下水の汚染状況を把握するため、実施する地下水質調査とする。

## 5 測定地点数

測定機関別・調査区分別の測定地点数は次のとおりとする。

測定機関	概況調査		継続監視調査		要監視 項目調査	計
	ローリング 方式	定点 方式	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素以外	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		
群馬県	98	1	13	15	10	137
前橋市	13	-	6	4	2	25
高崎市	18	-	5	2	5	30
伊勢崎市	9	-	6	4	9	28
太田市	12	-	1	1	12	26
計	150	1	31	26	38	245

## 6 測定項目

測定項目は、次のとおりとする。

### (1) 概況調査（県実施分）

ローリング方式と定点方式により区分し、別表1-1「概況調査測定計画表（県実施分）」のとおりとする。それぞれの方式における項目選定は次のとおりとする。

#### ア ローリング方式

##### (ア) 選定条件

##### 【A項目】

- ① 過去の調査結果から、環境基準を超過する可能性が高いと考えられる物質
- ② 重点的に地下水汚染の有無を把握する必要がある物質

##### 【B項目】

- ① 過去の概況調査において環境基準を超過したことがある物質（重金属等）
- ② 過去の概況調査において環境基準を超過したことがある物質（揮発性有機化合物）

##### 【C項目】

- ① B項目②の分解生成物として生成する可能性のある物質及びB項目②を分解生成物として生成する可能性のある物質
- ② ①の物質と同時に分析が可能な物質

##### 【D項目】

- ① 過去の概況調査において検出されたことがある物質
- ② 概況調査では検出されたことはないが、過去に土壤汚染状況調査で土壤溶出基準を超過したことがある物質

##### 【E項目】

過去の概況調査において検出されたことがなく、環境基準を超過する可能性が低いと考えられる物質

(イ) 測定項目

A 項目 (5 項目)	① 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ② 六価クロム、ふっ素、鉛、砒素
B 項目 (7 項目)	① カドミウム、ほう素 ② ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン (シス体及びトランス体の和)
C 項目 (7 項目)	① 1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、クロロエチレン ② 四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
D 項目 (5 項目)	① セレン、1,4-ジオキサン ② 全シアン、総水銀、アルキル水銀 (総水銀が検出された場合のみ分析)
E 項目 (4 項目)	PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ

\* 「地下水質モニタリングの手引き」 (平成 20 年 8 月環境省) で示されている分解生成物

テトラクロロエチレンの分解生成物 : クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、  
トリクロロエチレン

トリクロロエチレンの分解生成物 : クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

1,1,1-トリクロロエタンの分解生成物 : 1,1-ジクロロエチレン

1,1,2-トリクロロエタンの分解生成物 : 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

イ 定点方式

(ア) 選定条件

過去の調査結果またはメッシュ内の土地利用等により、汚染予防の必要性が高い物質

(イ) 測定項目 (定点方式)

3 項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、鉛、砒素
------	--------------------

(2) 概況調査 (政令市実施分)

全項目での調査とする。対象メッシュは別表 1 - 2 「概況調査測定計画表 (政令市実施分)」のとおりとする。

(3) 継続監視調査

周辺地区調査結果やこれまでの検出状況等を踏まえて、別表 2 「継続監視調査測定計画表」のとおりとする。

(4) 要監視項目調査

対象メッシュは別表 1 - 1 「概況調査測定計画表 (県実施分)」及び別表 1 - 2 「概況調査測定計画表 (政令市実施分)」のとおりとし、調査項目は次のとおりとする。

ア 選定条件

国内で指針値超過の報告があり、本県においても実態を把握する必要性が高い物質

イ 測定項目

1 項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)
------	-------------------------------------------------

## 7 測定方法

- (1) 環境基準項目については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表の測定方法の欄に掲げる方法のとおりとする。
- (2) 要監視項目については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和2年5月28日環水大水発第200528号・環水大土発第2005282号）付表の測定方法の欄に掲げる方法のとおりとする。
- (3) 測定機関は測定に際して、精度管理に努めるものとする。

## 8 数値の取扱方法

別表3「数値の取扱方法」のとおりとする。

## 9 測定結果

- (1) 測定機関は、測定結果を別途定める様式により、測定月の翌月の末日までに、群馬県知事に電子ファイルで報告するものとする。
- (2) 環境基準値超過の井戸が発見された場合には、速やかに群馬県知事に報告するものとする。

## 10 結果の公表

群馬県知事は、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、地下水の水質の汚濁の状況について、測定結果を取りまとめて公表する。

## 11 その他

- (1) 新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生、発見され、その影響把握が緊急に必要となる場合、測定機関が協議して調査を行うものとする。
- (2) 上記のほか、この計画に定めのない事項については、測定機関が協議して定めるものとする。

別表1-1 概況調査測定計画表（県実施分）

メッシュ 番号	調査対象市町村	測定回数	ローリング方式					定点	要監視 項目調査
			A	B	C	D	E		
29	桐生市、みどり市	1	○	○					
30	桐生市	1	○						
31	桐生市、みどり市	1	○	○	○				○
32	桐生市	1	○			○			
34	みどり市、桐生市	1	○						
35	桐生市	1	○	○					
36	桐生市	1	○	○	○				
41	玉村町、伊勢崎市	1	○						
44	玉村町	1	○	○					
47	みどり市、太田市	1	○						
60	渋川市	1	○						
61	渋川市	1	○	○					
62	渋川市	1	○						
63	渋川市	1	○	○		○			
64	渋川市	1	○			○	○		○
65	渋川市	1	○	○	○				
66	渋川市	1	○						
67	渋川市、吉岡町	1	○						
68	渋川市	1	○	○					
69	榛東村	1	○						
70	榛東村、吉岡町	1	○	○	○				
72	藤岡市	1	○						
73	藤岡市、高崎市	1	○						
75	藤岡市	1	○	○	○				○
76	藤岡市	1	○			○			
77	藤岡市	1	○	○					
78	藤岡市	1	○						
79	藤岡市	1	○	○					
80	神流町	1	○			○	○		
81	富岡市、安中市	1	○	○	○				○
82	富岡市、安中市	1	○						
83	富岡市	1	○	○		○			
85	富岡市	1	○	○	○				○
86	富岡市、甘楽町	1	○						
87	甘楽町、高崎市	1	○						
88	下仁田町	1	○						

メッシュ 番号	調査対象市町村	測定回数	ローリング方式					定点	要監視 項目調査
			A	B	C	D	E		
89	安中市	1	○						
90	安中市	1	○	○					
91	安中市	1	○						
92	富岡市、安中市	1	○	○	○	○	○		○
93	安中市	1	○						
94	富岡市、安中市	1	○	○	○				
95	長野原町	1	○						
96	中之条町	1	○	○					
97	高山村	1	○						
98	草津町	1	○	○	○				
99	中之条町	1	○	○					
100	中之条町、長野原町	1	○						
101	東吾妻町	1	○	○	○	○			
102	中之条町、東吾妻町	1	○						
103	中之条町、東吾妻町	1	○	○	○	○	○		
104	嬭恋村	1	○			○			
105	長野原町	1	○	○					
106	東吾妻町	1	○						
107	東吾妻町	1	○						
108	嬭恋村	1	○	○					
109	みなかみ町	1	○						
110	みなかみ町	1	○	○	○				
111	みなかみ町	1	○			○			
112	沼田市	1	○						
113	みなかみ町	1	○						
114	みなかみ町	1	○	○	○				○
115	沼田市	1	○						
116	川場村	1	○	○	○	○	○		
117	沼田市	1	○	○	○				
118	みなかみ町	1	○	○					
119	みなかみ町	1	○			○	○		
120	沼田市	1	○	○					
121	沼田市、川場村	1	○						
122	沼田市	1	○	○					
123	沼田市	1	○			○			
124	沼田市	1	○	○	○				
125	沼田市、昭和村	1	○						

メッシュ 番号	調査対象市町村	測定回数	ローリング方式					定点	要監視 項目調査
			A	B	C	D	E		
126	昭和村	1	○	○	○	○			
127	沼田市	1	○						
128	沼田市、昭和村	1	○	○					
129	昭和村	1						○	
130	大泉町、邑楽町	1	○						
131	館林市、邑楽町	1	○	○	○				
132	館林市	1	○						
133	館林市、板倉町	1	○	○					
134	板倉町	1	○						
135	大泉町	1	○	○	○				○
136	邑楽町、千代田町	1	○	○		○	○		○
137	館林市、邑楽町	1	○						
138	館林市	1	○	○	○	○			
139	館林市、板倉町	1	○						
140	板倉町	1	○	○	○				○
141	千代田町	1	○						
142	館林市、明和町、千代田町	1	○	○					
143	明和町	1	○						
144	板倉町、明和町	1	○	○		○	○		
145	板倉町	1	○						
146	桐生市、みどり市	1	○						
147	みどり市	1	○	○	○	○	○		
148	神流町	1	○	○	○				
149	上野村	1	○						
150	南牧村	1	○	○					
151	片品村	1	○						

別表1-2 概況調査測定計画表（政令市実施分）

メッシュ 番号	調査対象市町村	測定機関	測定回数	概況調査	要監視 項目調査
				全項目	
1	前橋市	前橋市	1	○	
2	前橋市	前橋市	1	○	
3	前橋市	前橋市	1	○	
4	前橋市	前橋市	1	○	
5	前橋市	前橋市	1	○	
6	前橋市	前橋市	1	○	
7	前橋市	前橋市	1	○	
8	前橋市	前橋市	1	○	
9	前橋市	前橋市	1	○	
10	前橋市、高崎市	高崎市	1	○	
11	前橋市	前橋市	1	○	○
12	前橋市	前橋市	1	○	○
13	前橋市	前橋市	1	○	
14	前橋市、伊勢崎市	前橋市	1	○	
15	高崎市	高崎市	1	○	
16	高崎市	高崎市	1	○	
17	高崎市	高崎市	1	○	
18	高崎市	高崎市	1	○	○
19	高崎市	高崎市	1	○	
20	高崎市	高崎市	1	○	
21	高崎市	高崎市	1	○	○
22	高崎市	高崎市	1	○	
23	高崎市	高崎市	1	○	
24	高崎市	高崎市	1	○	
25	高崎市	高崎市	1	○	
26	高崎市	高崎市	1	○	
27	高崎市	高崎市	1	○	
28	玉村町、高崎市	高崎市	1	○	○
33	伊勢崎市、桐生市、みどり市	伊勢崎市	1	○	○
37	伊勢崎市、前橋市	伊勢崎市	1	○	○
38	伊勢崎市	伊勢崎市	1	○	○
39	伊勢崎市	伊勢崎市	1	○	○
40	伊勢崎市	伊勢崎市	1	○	○
42	伊勢崎市	伊勢崎市	1	○	○
43	伊勢崎市	伊勢崎市	1	○	○
45	伊勢崎市	伊勢崎市	1	○	○

メッシュ 番号	調査対象市町村	測定機関	測定回数	概況調査	要監視 項目調査
				全項目	
46	伊勢崎市	伊勢崎市	1	○	○
48	太田市	太田市	1	○	○
49	太田市	太田市	1	○	○
50	太田市	太田市	1	○	○
51	太田市	太田市	1	○	○
52	太田市	太田市	1	○	○
53	太田市	太田市	1	○	○
54	太田市	太田市	1	○	○
55	太田市	太田市	1	○	○
56	太田市	太田市	1	○	○
57	太田市、大泉町	太田市	1	○	○
58	太田市	太田市	1	○	○
59	太田市	太田市	1	○	○
71	高崎市	高崎市	1	○	○
74	高崎市	高崎市	1	○	○
84	甘楽町、富岡市、高崎市	高崎市	1	○	

別表2 継続監視調査測定計画表

## (1) 汚染地区(揮発性有機化合物)

井戸番号	測定地点	測定回数	測定項目							測定機関
			1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロエチレン	
M-10	桐生市新宿三丁目	1	○	○			○	○		群馬県
M-11	桐生市境野町二丁目	1	○	○			○	○		
M-12	桐生市境野町七丁目	1	○	○			○	○		
M-13	高崎市片岡町一丁目	1	○	○			○	○		高崎市
M-17	渋川市渋川	1	○	○			○	○	○	群馬県
M-18	渋川市渋川	1	○	○			○	○	○	
M-28	高崎市上豊岡町	1	○	○			○	○		高崎市
M-29	高崎市上豊岡町	1	○	○			○	○		
M-30	高崎市八幡町	1	○	○			○	○		
M-33	前橋市総社町一丁目	1	○	○			○			前橋市
M-34	前橋市総社町総社	1	○	○			○			
M-40	前橋市鳥取町	1	○	○			○			
M-42	前橋市小神明町	1	○	○			○			
M-43	富岡市富岡	1	○	○			○	○		群馬県
M-44	富岡市富岡	1	○	○			○	○		
M-45	富岡市曾木	1	○	○			○	○		
M-46	館林市松原二丁目	1	○	○			○	○	○	
M-48	館林市松原二丁目	1	○	○			○	○	○	
M-75	前橋市六供町	1		○		○	○	○		前橋市
M-76	前橋市礪島町	1		○		○	○	○		
M-83	伊勢崎市境伊与久	2	○	○			○	○	○	伊勢崎市
M-84	伊勢崎市境伊与久	2	○	○			○	○	○	
M-85	伊勢崎市境伊与久	2	○	○			○	○	○	
M-99	大泉町吉田	1	○	○	○		○	○	○	群馬県
M-102	高崎市吉井町馬庭	2	○	○		○	○	○	○	高崎市

## (2) 汚染地区(重金属等)

井戸番号	測定地点	測定回数	測定項目		測定機関
			六価クロム	カドミウム	
M-78	藤岡市藤岡	1	○		群馬県
M-80	伊勢崎市葦塚町	2		○	伊勢崎市
M-81	伊勢崎市葦塚町	2		○	
M-82	伊勢崎市葦塚町	2		○	
M-100	桐生市三吉町	1	○		群馬県

## (3) 汚染地区（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

井戸番号	測定地点	測定回数	測定項目		測定機関
			硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	
M - 56	前橋市富士見町原之郷	1	○	○	前橋市
M - 58	桐生市新里町板橋	1	○	○	群馬県
M - 59	伊勢崎市間野谷町	1	○	○	伊勢崎市
M - 61	玉村町箱石	1	○	○	群馬県
M - 62	伊勢崎市境木島	1	○	○	伊勢崎市
M - 63	伊勢崎市境三ツ木	1	○	○	
M - 64	太田市新田大根町	1	○	○	太田市
M - 67	富岡市田篠	1	○	○	群馬県
M - 69	安中市中野谷	1	○	○	
M - 70	板倉町除川	1	○	○	
M - 74	板倉町下五箇	1	○	○	
M - 86	渋川市赤城町長井小川田	1	○	○	
M - 87	渋川市赤城町勝保沢	1	○	○	
M - 88	桐生市新里町武井	1	○	○	
M - 89	藤岡市白石	1	○	○	
M - 90	前橋市富士見町石井	1	○	○	前橋市
M - 91	前橋市富士見町時沢	1	○	○	
M - 92	前橋市茂木町	1	○	○	
M - 93	高崎市大八木町	1	○	○	高崎市
M - 95	中之条町中之条町	1	○	○	群馬県
M - 96	みなかみ町上津	1	○	○	
M - 97	館林市赤生田本町	1	○	○	
M - 98	明和町下江黒	1	○	○	
M - 101	高崎市中尾町	1	○	○	高崎市
M - 103	伊勢崎市三和町	1	○	○	伊勢崎市
M - 104	渋川市赤城町	1	○	○	群馬県

## (4) 汚染地区（PFOS 及び PFOA）

井戸番号	測定地点	測定回数	測定項目	測定機関
			PFOS 及び PFOA	
M - 105	太田市寺井町	1	○	太田市

注 2-① このほかに、汚染井戸周辺地区調査の結果を受けて、新たに継続監視調査に移行する地区もある。

注 2-② 継続監視調査を行っている各汚染地区について、汚染井戸周辺地区調査の実施により、当該地区の地下水汚染が確認されなくなった場合は、適宜モニタリングを終了することとする。

別表3 数値の取扱方法

地下水環境基準

(単位: mg/L)

測定項目	環境基準値	報告下限値	報告下限値未満の表記
カドミウム	0.003	0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	0.1	N.D.
鉛	0.01	0.005	<0.005
六価クロム	0.02	0.01	<0.01
砒素	0.01	0.005	<0.005
総水銀	0.0005	0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	N.D.
P C B	検出されないこと	0.0005	N.D.
ジクロロメタン	0.02	0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	0.0002	<0.0002
クロロエチレン	0.002	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	<0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002	<0.002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002	<0.002
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	0.0005	<0.0005
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	0.001	<0.001
セレン	0.01	0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.06	<0.06
硝酸性窒素	—	0.05	<0.05
亜硝酸性窒素	—	0.01	<0.01
ふっ素	0.8	0.02	<0.02
ほう素	1	0.02	<0.02
1,4-ジオキサン	0.05	0.005	<0.005

要監視項目

(単位: mg/L)

測定項目	指針値	報告下限値	報告下限値未満の表記
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	0.00005	0.0000003	<0.0000003
ペルフルオロオクタンスルホン酸	—	0.0000001	<0.0000001
ペルフルオロオクタン酸	—	0.0000002	<0.0000002

注 3-① 有効数字は 2 桁とし、3 桁目以下は切り捨てる。また、報告下限値を下回る桁については切り捨てる。

注 3-② 環境基準値または指針値が 2 物質の濃度の和とされている項目については、まず、2 物質の測定値の合計値を求めた後に、前記の桁数処理を行う。ただし、2 物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。また、2 物質の濃度の和とされている項目の報告は、それぞれの物質の報告下限値を合計した値を下限とし、それぞれの物質がいずれも報告下限値未満の場合に、報告下限値未満とする。

注 3-③ 報告下限値は、測定機関により表中の値と異なる場合がある。

# 地下水質概況調査区画図

